虐待防止及び身体拘束適正化のための指針

１ 合同会社アイク、虐待防止及び身体拘束適正化に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止及び身体拘束適正化法の理念に基づき、障害児の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

① 身体的虐待：障害児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又

は正当な理由なく障害児の身体を拘束すること。

② 性的虐 待：障害児にわいせつな行為をすること又は障害児にわいせつな行為をさ

せること。

③ 心理的虐待：障害児に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な

言動その他の障害児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄・放置：障害児を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の障害児

による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害児

を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待：障害児の財産を不当に処分すること、その他障害児から不当に財産上

の利益を得ること。

合同会社アイクは、身体拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底する。

（1）身体拘束は廃止すべきものである。

（2）身体拘束廃止に向けて常に努力する。

（3）安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。

（4）身体拘束を許容する考え方はしない。

（5）全員の強い意志でケアの本質を考えることにチャレンジする。

（6）身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。

（7）ご障害児の人権を最優先にする。

（8）福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。

（9）身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる。

（10）やむを得ない場合、障害児、家族に丁寧に説明を行って、身体拘束を行う。

（11）身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す。

２ 虐待防止及び身体拘束適正化委員会【人権擁護委員会】その他施設内の組織に関する事項

（１）虐待防止及び身体拘束適正化委員会【人権擁護委員会】の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から虐待防止及び身体拘束適正化委員会【人権擁護委員会】（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会は、年に1回以上開催し、次のこと

を協議します。

・虐待及び身体拘束の防止のための指針の整備に関すること

・虐待及び身体拘束の防止のための職員研修の内容に関すること

・虐待及び身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

・職員が虐待及び身体拘束等を把握した場合に、市町への通報が迅速かつ適切に行われるた

めの方法に関すること

・虐待及び身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防

止策に関すること

・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

（２）委員会の構成メンバー

委員会の運営責任者は代表社員とし、構成メンバーは法人本部の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成します。

（３）会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

３ 虐待防止及び身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

虐待防止及び身体拘束適正化のための職員研修を原則年1回および新規採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止及び身体拘束適正化を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存します。

４ 施設・事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

1. 職員等が、障害児への虐待を発見した場合、虐待防止及び身体拘束適正化担当者（事業所管理者）もしくは虐待防止及び身体拘束適正化責任者（代表社員）、更には、行政機関の担当窓口に報告します。

② 虐待防止及び身体拘束適正化担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認します。

③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じます。

④ 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町の窓口等外部機関に相談します。

⑤ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

⑥ 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町の行政機関に報告します。

５ 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町に報告するとともに、その要因の除去に

努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合に

は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

６ 障害児等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、障害児や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設します。

７ その他虐待防止及び身体拘束適正化の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止及び身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止及び身体拘束適正化に関する研修等には積極的に参画し、障害児の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

本指針は、令和４年４月１日より施行する